

契約している医療機関以外で受診する場合

疾 病 予 防 事 業 補 助 金 制 度【健診補助金】

理由（近隣・居住市内に契約医療機関がない等）があつて契約する医療機関で検査を受けられない場合、検査費用の一部を健保へ請求できます。

（詳細はホームページ等をご参照ください。）

●補助金請求（二次検査）に必要なもの

- ・疾病予防事業補助金請求書
- ・領収書の原本（「レシート」や「クレジットのお客様控え」は不可）
(保険診療扱いのものは対象外となります。100%自費で支払った領収書及び検査費用のわかる明細書を添付してください。)
- ・健診結果（二次検査の内容がわかるもの）
(コピー可。口頭による結果報告のみの場合は補助金請求ができません。)

※ 補助金は費用の全額を保証するものではありません。

原則として健診の基礎部分（血液、尿、胸部、胃部、心電図）の精密検査・経過観察は補助金の対象となります。下記のような場合は保険診療となります。

- ・初診料・再診料・文書料等
- ・一次健診（総合健診・単科検診）で、要治療と判断された場合
- ・一次健診（総合健診・単科検診）で、胃カメラを実施した場合
- ・一次健診の乳がん・子宮頸がん検査の二次検査
- ・一次健診の便潜血反応検査の結果、紹介状を渡された場合や、二次検査で大腸内視鏡（付随する諸検査含む）を実施する場合
- ・日帰り人間ドックで、二次検査が必要と判断された場合
- ・腹部超音波検査（単科検診）の二次検査
総合健診と同日に受診し、腹部超音波検査に所見があった場合は、総合健診の二次検査についても検査項目にかかわらず、すべて保険診療となります。
- ・乳がん・子宮頸がん検査（単科検診）の二次検査
- ・骨粗しょう症検診（単科検診）の二次検査
- ・既往歴・業務歴の調査、質問（問診）、自覚・他覚症状の検査、身体診察、身長、体重（BMI）、腹囲、眼科検査、耳鼻科検査の結果から、二次検査が必要と判断された場合
- ・一次健診を実施した医療機関以外（かかりつけ医等）で受診した場合
- ・二次検査に対応する医師がない等の理由で受診できない場合
- ・その他、専門性の高い精密検査など

令和4年度（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）の健診補助金の請求締切は

令和5年4月10日（月）必着です。

〈問合せ先〉

110-0015

東京都台東区東上野1-27-2

東葉健保健康開発センター 健診部 予防課

☎ 03（3833）3272

〔請求書送付先〕

110

0015

東京都台東区東上野1丁目2番2号

東京薬業健康開発センター

3

3

3

2

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

7

領 収 書 貼 付 用 紙

※領収書は原本を重ならないように貼付し、領収書の枚数に応じて貼付用紙はコピーしてお使いください。

の

り

し

る

疾病予防事業補助金請求書用

※必ず「のりしろ」上にのり付けし、はがれないようにお願いいたします。